

令和4年度 関西医療大学ガバナンス・コードの遵守と取組状況に関する報告書

学校法人名	関西医療学園
法人の長の氏名	武田 大輔
ガバナンス・コード策定日	令和2年4月1日
報告書作成日	令和5年8月5日
大学ホームページURL	https://www.kansai.ac.jp/
ガバナンス・コード掲載URL	https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/gabanansuko-dohoukokusyo20220728.pdf

ガバナンス・コード項目	ガバナンス・コードの遵守と取組状況
第1章 私立大学としての自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
(1) 建学の精神	<p>本学の建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を具現化するために必要となる学生の入学から卒業までの教育方針を3つのポリシーとして明示し、高い倫理観及び高度な医療技術と医療知識を備え、地域医療の発展に貢献することができる医療人の育成に全学で取り組んでいる。新入生に対しては初年次教育として全学部・学科の1年次必修科目「東洋医療の基礎・導入教育」において建学の精神と大学の沿革を説明する自校教育を実施し、入学直後の学生全体への周知と浸透を図った。また、新規採用の教職員に対しては4月初頭にSD推進委員会による新任教職員研修会を開催し、建学の精神、本学の沿革と教育方針について解説を加えたほか、内部質保証、認証評価、研究活動、教務事務等に関して説明し、理解と浸透を図った。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/spirit/</p>
(2) 建学の精神に基づく人材像	
1-2 教育と研究の目的（大学の使命）	
(1) 建学の精神に基づく教育・研究の目的	<p>建学の精神に基づく教育・研究の目的を学則に明確に定め、大学及び法人における主要な規則と共に大学ホームページにて社会に公表している。学則に掲げた教育・研究上の目的は学科別に分かりやすい表現で大学ホームページ上で解説し、教育研究上の組織、教育研究上の運営体制に関する情報とともに学生、保護者等を含む本学のステークホルダー、本学への入学を目指す受験生、その他大学関係者に開示して理解を求めている。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/20230517gakusoku041001.pdf https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile01.php</p>
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組み	<p>本学のガバナンス・コードに記載された7つの基本領域（大学の使命、教学、学生支援、研究、管理運営、社会貢献、内部質保証）を柱として、認証評価を踏まえて5年間の中期計画を策定し、理事会、評議員会において役員と評議員の理解と承認を得て学内で共有した。中期計画を実行する学科、部署、委員会等の担当組織は、単年度の行動計画をアクションプランとして策定し教職協働体制で適切に履行している。令和4年度の大学における中期計画・アクションプランの進捗・達成状況と自己点検評価結果は、学校法人関西医療学園の令和4年度事業報告書に掲載して大学ホームページにて社会に公表した。また、令和5年度からの中期計画には令和4年10月に改正された大学設置基準へ対応するための取組みを取入れて策定した。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R4c.pdf</p>
(3) 私立大学としての社会的責務	<p>寄附行為及び学則に掲げた大学としての社会的責務を果たすため、学長がリーダーシップを発揮して教学マネジメント体制の強化を図り、全学的な自己点検・評価に基づく教育と管理運営の質向上のための改革を行っている。また、組織的なFD、SD活動を通して学修者本位の教育の実現に全学で取り組み、PDCAサイクルを回して内部質保証を行っている。さらに、法令及び学内規程に基づく情報公開として、大学の基本情報、事業報告書、財務書類、監査報告書、認証評価結果等を大学ホームページに掲載し、大学の運営と経営に関する透明性を確保している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile07.php</p>
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会	
(1) 理事会の役割	<p>理事会は寄附行為及び寄附行為施行細則の定めにより、法人の最高議決機関として法人運営に関する重要事項の審議と意思決定を適切に行うとともに、理事の職務の執行を監督している。現行の理事人数（11人）は寄附行為に定める定数を満たしており、理事は、理事会を通じて法人の経営状況に関して役員間で情報を適切に共有している。令和4年度の理事会では、任期満了に伴う理事長の選任、監事候補者の選出、法人本部長の選任、前年度の決算、当年度の予算案及び補正予算案を審議したほか、大学の中期的な計画の審議、大学学則の変更、大学院博士後期課程設置申請に伴う大学院学則変更等の重要案件を審議した。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/iigyo_R4c.pdf</p>

(2) 実効性のある開催	<p>理事長は寄附行為及び寄附行為施行細則に則り、事業計画に沿って定期的に理事会を招集し、重要案件を審議するための円滑かつ実効性ある会議運営を行った。令和4年度は、当年度の事業計画に沿って6回（4月、5月に2回、7月、12月、3月）の理事会を開催した。年間を通じた理事全体の出席率は対面出席（オンライン出席を含む）が78.8%、議決権行使書の提出による出席が21.2%であり、いずれの回も出席率100%と良好であった。コロナ禍においては、理事長は新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮してオンラインによる理事会出席を認めることで理事会開催の実効性を確保する工夫を加えている。令和4年度においては、1人の理事が計3回の理事会にオンラインにて出席した。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4c.pdf</p>
2-2 理事	
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	<p>理事は寄附行為及び寄附行為施行細則に則り適正な手続きを経て選任されており、善管注意義務のもと、法令及び寄附行為を遵守して法人役員としての職務と責任を忠実に果たしている。特に、学長、法人本部長及び専任教員（教授）による学内理事4人は、理事長が法人内に置いて定期的に招集する諮問会議（学園運営会議）の構成員として同会議に出席し、理事長に法人運営に関する意見を述べ、理事長のリーダーシップを適切に補佐する役割を果たしている。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/yakuinn.pdf</p>
(2) 学内理事の役割	<p>学長、法人本部長及び専任教員（教授）からなる学内理事4人は、教育研究及び大学運営に関する自らの知識、経験又は能力等を法人運営に活かして日常の法人運営及び理事会運営等に関して理事長を適切に補佐しており、理事としての職務を誠実に遂行している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4b.pdf</p>
(3) 外部理事の役割	<p>理事会及び評議員会は、法令及び寄附行為に則り複数名の外部理事を選任している。令和4年度は理事総数11人の半数を超える6人が外部理事であった。これら外部理事は、理事会等において自らの現職と社会的役割に基づく多角的な視点から法人運営の改革と改善を促進する意見を述べ、理事会における建設的議論の活性化に大きく寄与している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4b.pdf</p>
(4) 理事への研修機会の提供と充実	<p>法人本部は理事に対して法人運営に関連する研修会等の開催情報を提供し、理事の研修機会の充実を推進している。令和4年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてオンライン形式の研修が主流であった。</p>
2-3 監事	
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	<p>監事は法令及び寄附行為に則り、法人の業務と財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する監査を監査計画に沿って適切に行っている。令和4年度は2回（5月、11月）の監事監査を実施しており、監査結果を理事会と評議員会で報告している。また、監事は理事会、評議員会で法人運営に関する意見を述べ、理事と評議員の業務執行状況及び会議運営を監査している。さらに令和3年度より公的研究費の管理及び内部監査体制について大学からの説明を受けて意見を述べており、大学の研究不正防止活動の適正性を監視している。令和4年度には全ての理事会、評議員会に監事が出席し、職務を果たした。個々の監事の年間出席率は83.3%、66.7%であった。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4c.pdf</p>
(2) 監事の選任	<p>監事は寄附行為に則り適正な手続きを経て選任されている。令和4年度の改選に際しては、理事会において選出した2人の候補者について理事長が評議員会に諮り、評議員全員の同意を得て理事長が選任した。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4b.pdf</p>
(3) 監事監査基準	<p>法人は監事監査規程を整備し、年度毎に策定する監査計画に沿った監査を誠実に実行している。監事は収支決算を審議する5月の理事会において監査結果に関する報告書を提出し、報告している。毎会計年度の監査報告書は法令に則った情報公開として大学ホームページに掲載し、社会に公表している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4g.pdf</p>
(4) 監事業務を支援するための体制整備	<p>法人は内部監査規程を整備し、監査計画に沿って定期的な内部監査を実施しているほか、監査法人（公認会計士）による監査を行うことで監事業務を支援している。法人役員と監事は定期的に監査法人から監査結果の報告を受けて意見交換を行い、監査機能の充実を図っている。令和4年度の監査法人による会計監査は延べ12日間にわたり行った。また、内部監査は4回行い、主に研究に関する競争的資金の執行状況について監査を行った。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4c.pdf https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigy_R4h.pdf</p>
2-4 評議員会	
(1) 諮問機関としての役割	<p>評議員会は寄附行為及び寄附行為施行細則に則り、理事長が事業計画に沿って招集しており、寄附行為に定められた事項に関して理事長からの諮問を受けて適切に答申している。また、法人の業務と財産の状況及び理事の業務執行の状況に関する意見も述べて諮問機関としての役割を果たしている。令和4年度は6回（4月に2回、5月、7月、12月、3月）の開催をしており、前年度の決算及び当年度の予算案、補正予算案を審議したほか、大学及び大学院学則の変更、役員の改選等の重要案件について審議した。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/jigy_R3c.pdf</p>
(2) 議事運営方法の改善	<p>理事長は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した議事運営方法として、評議員会の円滑な議事進行に努めているほか、評議員のオンラインによる出席を認めて実効性ある運営を実現するための工夫を行っている。令和4年度の年間を通じた評議員全体の出席率は対面出席が80.6%、議決権行使書の提出による出席が16.7%で年間の出席率は97.2%と良好であった。オンラインにより出席した評議員は1人（1回）であった。</p>

(3) 意見具申等	令和4年度に開催した6回の評議員会において、評議員は議案として理事長から諮問された事項に対して答申したほか、大学と専門学校における教育または運営に関する意見を述べ、法人運営の健全性を監視する役割を適切に果たした。
(4) 監事選任時の審議	理事長が寄附行為に基づき監事を選任するにあたり、評議員は理事長が理事会で選考し評議員会に諮った監事候補者に関して、十分な検討と審議を行い、評議員会としての意見を述べた。
2-5 評議員	
(1) 評議員の選任	寄附行為が定める評議員の定数は23～27人である。令和4年度は24人の評議員が寄附行為に則り適正な手続きを経て選任され、評議員としての職務を執行した。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigyo_R4b.pdf
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	法人本部は評議員に対して法人運営に関連する研修会等の開催情報を提供し、評議員の研修機会の充実を推進している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けオンライン形式の研修が主流であった。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	
3-1 学長	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	学長は教育研究機関の長として法令に基づき校務をつかさどり教職員を統督している。また、理事会から委任された権限を行使して大学の教学運営に対して適切なリーダーシップを発揮している。令和4年度は、教学マネジメント指針（令和2年1月文部科学省公表）に沿って再整備した体制のもとで大学の教学運営に係る案件に対する迅速な意思決定を行うとともに、大学の意思決定を行う大学運営会議において学部・学科の教学運営上の諸課題を抽出して改善を指示することで不断の教学改革を推進した。また、自己点検・評価委員会の長として大学全体のPDCAサイクルを機能させており、特に令和4年度においては、改正大学設置基準への対応と令和5年度に受審する大学機関別認証評価の準備について学内に指示を出した。
(2) 学長の補佐体制（副学長・学部長等）の役割	学長は学長の補佐機能としての副学長（令和4年度は2人）を置いている。また、学部長、学科長及び研究科長の職務に関する規程を制定し、学部、学科及び研究科の責任者による学長の補佐体制を明確に規定している。令和3年度からは教学マネジメント指針（令和2年1月文部科学省公表）に基づく教学運営改革の一環として新たに学長補佐室を設置し、令和4年度は副学長2人を中心に他3人の教職員を配置して学長補佐体制に関する機動性を強化し、大学運営の円滑化を図った。
3-2 教授会	
(1) 教授会の役割	本学は法令及び学則に基づき各学部及び大学院のそれぞれに教授会を置き、学則が定める学部、学科または研究科の教育に関する重要事項を審議して学長に意見を述べている。また、議案として取り扱う案件を特化させた学部合同教授会、特別教授会を設置して教授会の機能分化を図り、目的に応じた構成員の招集と議論が可能な組織体制を敷いている。令和4年度はこれらの教授会が適切に招集されて機能した。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/20230517gakusoku041001.pdf
(2) 学長と教授会の関係	法令に則り、学長と教授会の関係については学則において教授会が学長の意思決定に際して意見を述べる機関であることを明確に示している。また、学長と教授会の関係を円滑に運営していくため、両学部長及び研究科長は学長が招集する大学運営会議に出席して教授会報告を行い、教授会からの意見を学長に述べたり、学長からの諮問に対する答申を行っている。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/4/20230517gakusoku041001.pdf
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して	
(1) 3つの方針（ポリシー）	本学は建学の精神を具現化するための教育方針を3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）として大学、学部及び学科レベルで定め、法令に則り、それぞれを大学ホームページに掲載してステークホルダー及び社会に対して公表している。これらの方針に関しては、各学科の臨地実習先となる医療施設や就職先の事業所など外部関係者からの意見を取り入れて見直しを検討する取組みを行っている。また、広報活動を通じて高等学校や受験生にも広く周知して本学の建学の精神と教育方針の浸透に努め、3つの方針に合致した学生の確保に努めている。 https://www.kansai.ac.jp/info/policy/
(2) 教育の質の向上と学修環境等の整備・充実	本学は学長が招集する大学運営会議が教学運営の中心であり、大学の意思決定を行う場として機能している。また、学長直轄の組織である自己点検・評価委員会、FD推進委員会、SD推進委員会、教員評価委員会等の各種委員会が適切に機能することで教育の内部質保証を図るPDCAサイクルを自律的に回し、教育の質の向上と学修環境の整備及び充実を図っている。コロナ禍においては遠隔授業の必要性が高まったことから各種のICT設備・機器の整備とデジタル教材の充実等に努めたが、令和4年度はポスト・コロナの教育として学内における実施率が戻った対面授業を中心とする教育の質向上と教育環境整備のための補助金申請等に注力した。 https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php
(3) ハラスメントへの対処	本学はハラスメント防止に関する規程を整備し、学長直轄のハラスメント防止委員会とハラスメント相談窓口を設置している。また、学生相談室を設置してハラスメントを含む多様な事案の学生相談を引き受ける体制を敷いている。教職員は大学が開催するハラスメント防止研修会に参加してハラスメントに纏わる社会情勢の変化に関する知識と意識の更新を行い、ハラスメントが発生しない環境づくりに取り組んでいる。令和4年度のハラスメント防止研修はコロナ禍に配慮してオンデマンド方式で開催し、教職員の75.3%が受講した。 https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/harasumenntonoboushikitei20210605.pdf

4-2 教職員等に対して	
(1) 教職協働	<p>本学の学部、学科、研究科及び各種委員会等の組織は基本的に教員と職員の双方を構成員とする教職協働体制で運営されており、改正大学設置基準で規定された教育研究実施組織として機能している。大学の内部質保証に係る中期的な計画の実行とPDCAサイクルを推進する自己点検・評価についても教員と職員が役割分担し、相互に協力、連携することで実行する組織体制を敷いている。また、大学運営会議、教授会等の教学運営に関する主要な会議では、規定された職員が構成員として審議に参加している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/zikotenkenhyouikasyo20210330.pdf</p>
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	<p>ユニバーシティ・ディベロップメント (UD) のうちファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメント (SD) に関しては、法令に則りFD推進委員会、SD推進委員会を学長直轄の組織として設置し、組織的かつ計画的な活動を行うことで教職員の資質と能力の向上に努めている。ボード・ディベロップメント (BD) に関しては現在、取組み内容を検討している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigyo_R4c.pdf</p>
(3) ハラスメントへの対処	<p>法人の就業規則においてハラスメントの防止及び排除を明確に定め、また、ハラスメント防止に関する規程を整備してハラスメント防止委員会とハラスメント相談窓口を設置している。さらに、ハラスメント防止研修会を開催してハラスメントに纏わる社会情勢の変化に関する知識と意識の更新を行い、ハラスメントが発生しない環境づくりに取り組んでいる。令和4年度のハラスメント防止研修はコロナ禍に配慮してオンデマンド方式で開催し、教職員の75.3%が受講した。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/1/harasumenntonoboushikitei20210605.pdf</p>
4-3 社会に対して	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	<p>本学は公益財団法人日本高等教育評価機構に入会し、過去2回、法令が定める大学機関別認証評価を受審して適合評価を受け、評価機構による評価結果を学内の改革、改善に活用してきた。また、内部質保証の方針を定めて大学ホームページで公表し、学長が招集する大学運営会議と自己点検・評価委員会が中心となって内部質保証のための自主的な自己点検・評価を推進している。令和4年度は自己点検・評価委員長である学長の指示のもと、令和5年度に受審する認証評価に向けた準備を自己点検・評価が中心となり全学的に開始した。なお、過年度の認証評価結果は、自己点検評価書とともに大学ホームページに開示して社会に公表している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/evaluation/</p>
(2) 社会貢献・地域連携	<p>本学は大学が保有する人的及び物的資源を地域社会の保健医療の発展に還元するため、主に附属保健医療施設の機能を通じて地域に密着した医療系大学としての役割を果たすよう努めている。直近のコロナ禍においては、前年度に引き続き同施設診療所地域住民への新型コロナウイルスワクチン接種を実施しているほか、行政検査としてのPCR検査体制を構築して新型コロナウイルス感染症の拡大防止に貢献しており、その功績に対して令和3年11月には地元熊取町長より感謝状を頂戴した。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigyo_R4c.pdf</p>
4-4 危機管理及び法令遵守	
(1) 危機管理のための体制整備	<p>本学は危機管理規程を定めて学長を委員長とする危機管理委員会を設置し、災害対策の訓練計画の立案や危機発生時のリスクマネジメント等を行う体制を整備している。令和2年度以降の3年間のコロナ禍においては、危機管理委員会が感染症の拡大を防止する危機管理体制の構築と学内における感染対策ガイドラインの策定等を行い、学生と教職員の健康と安全を維持するための重要な役割を果たした。</p>
(2) 法令遵守のための体制整備	<p>法人全体で法令及び諸規程の遵守に努め、公益通報に関する規程と通報窓口を整備している。また、研究活動に関しては、事務所内に不正防止計画推進部署を置いて研究不正行為防止のためのコンプライアンス教育研修会及び研究倫理教育研修会の開催を含む不正防止に関する教職員の啓発活動の企画、実行を担当している。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/upload/page/7/jigyo_R4c.pdf</p>
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公表	<p>法人では情報公開規程を定め、法令において情報公開が求められている教育・研究に資する情報及び学校法人に関する情報について大学ホームページに掲載して公表することで、社会に対する説明責任を果たすよう努めている。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php</p>
(2) 自主的な情報公開	<p>本学は寄附行為、学則を含む法人及び大学の主要な規程のほか、法令上は特に公開が定められていない教育情報あるいはIR活動に関連する各種の調査結果等に関しては、法人が定める情報公開規程に基づき、教育・研究活動の必要性または外部評価の基準等に係る必要性に応じて大学ホームページに掲載し、社会に対する説明責任を果たすよう努めている。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/release/basic.php https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile04.php https://www.kansai.ac.jp/info/release/profile05.php</p>
(3) 情報公開の工夫等	<p>法人では情報公開規程を定め、法人の管理・運営に関する情報及び大学の教育・研究に関する情報について多様な媒体を利用して社会に対して広く発信するよう努めている。また、財務書類の開示に関して財務書類等閲覧規程を整備し、ステークホルダーに対する開示を可能としている。</p> <p>https://www.kansai.ac.jp/info/release/kitei12.pdf</p>